

経済安全保障における法の役割

—— 企画趣旨と論点

伊藤一頼

1 はじめに

冷戦終結後の四半世紀は、リベラルな経済秩序が国際的に確立・強化され、物品・資金・人・情報などがグローバルに移動しうる状況が生まれた時期であった。しかしその後、新興国の経済的台頭による国際競争の激化や、中国・ロシア等の軍事的脅威の増大を受けて、特に自由主義諸国と権威主義諸国との間で対立と分断が急速に深まり、安全保障への意識が改めて先鋭化しつつある。これは、対立関係にある国への軍事的に重要な物品・技術等の流出や過度な経済依存を防止しようとする経済安全保障の取組みをも活発化させており、日本においても2022年5月に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」が成立した。

現下の国際情勢に鑑みれば、こうした施策の必要性は認めざるを得ないが、他方で、安全保障概念には不確定な面が多く、経済安全保障に関する法規制が経済活動の自由や予見可能性を過度に損なう恐れもある。また、リベラルな経済秩序を支える条約や国内法に含まれている安全保障例外条項を援用して規制措置の正当化を図る例も増加しているが、一般にそれらの例外条項は政府に対して広範な裁量を付与しており、これが濫用されれば結果的に原則規定が無意味なものとなりかねない。

確かに、安全保障に対する脅威とは、人々の認識や評価によって産み出される社会的な構成物であるため、何が安全保障上のリスクを構成するかを事前にルール化することは難しい。各々の時点

の社会情勢や危機認識に応じて柔軟にリスクを認定できるような態勢を何らかの形で保持する必要がある。しかし、それが恣意的ないし不必要な規制を招き、人々の自由を過度に損なったり経済活動を委縮させることがないよう、一定の制御装置も同時に構築することが求められよう。例えば、後述のように米国の外資規制法令では、安全保障上のリスクの測定基準を詳細に規定して透明性・予見可能性を高めるなどの工夫が見られる。経済安全保障の領域においても、法の支配と公権力の統制が適切に維持されるよう、慎重に法の設計や解釈を行っていく必要があるだろう。

そこで本特集企画では、経済安全保障に関わる様々な法分野について、国際法や各国国内法における最近の動向を分析するとともに、それが政府の規制権能に対する適切な法的制御の仕組みを伴っているか（いないとすればいかなる方向での改善が考えられるか）という点にフォーカスして考察を行っていきたい。

2 問題状況——経済と安全保障の接近

伝統的な意味での安全保障とは、自国の領域や国民を外部からの暴力的な攻撃から防護すること、と定義されよう。これに対して、経済安全保障という用語は、まず、自国の円滑な経済活動を外部的脅威から保護すること、という意味合いで使われる場合がある。これは、「食料安全保障」などの語と同様に、経済それ自体の安定性・自律性の確保が重視されるようになった状況を安全保障という概念で表現するものである。一方、上述の伝統的な意味における安全保障に対する脅威